

国際シンポジウム

東アジアの死生学 —— 超高齢化と死にゆくこと

Death and Life Studies in East Asia: Hyper-aging and Dying

国際シンポジウム「東アジアの死生学——超高齢化と死にゆくこと」

趣旨説明

東京大学文学部の死生学プロジェクトは二〇〇二年に二一世紀COEプログラムとして始まり、二〇〇七年にグローバルCOEプログラムとして更新され、二〇一二年三月に終了した。その後継組織が本日のシンポジウムを主催する死生学・応用倫理センターになる。十年に及ぶ死生学プロジェクトでは多くのテーマが研究されたが、その中の重要なテーマの一つは日本の死生観の独自性をその歴史や文化との関連で明らかにすることであった。それは具体的には、共通の文化遺産を共有しつつも、それぞれが独自である東アジアにおける死の捉え方全般の中に日本の死生観を位置づけて、その共通性や差異を考えていくことを意味する。そのため、以下のように、COEプログラムの

池澤優



期間には韓国、中国、台湾において「東アジアの死生学」をテーマとするシンポジウムを四つ開催し、死生学・応用倫理センターとなった後は二〇一四年に韓国翰林大学生死学研究所と共同でシンポジウムを開催し、二〇一六年、二〇一七年には翰林大学生死学研究所が主催したシンポジウムに参加してきた。よって、死生学・応用倫理センターとしては「東アジアの死生学」をテーマとする研究集会はこれが八回目になる。今回のシンポジウムもこれらの国際的学術交流の蓄積の上にあるのである。

日中国際研究会議「中日『東亜死生学』国際学術研討会、二〇〇八年二月一九日、北京。

日台国際研究会議「東アジアの死生学へ」、二〇〇九年一月三〇日、台北。

日韓国際研究会議「東アジアの死生学へ」、二〇一〇年一月二〇日、ソウル。

日台国際研究会議「東アジアの死生学へ」、二〇一一年一月七日、高雄。

国際シンポジウム「東アジアの死生学へ」、二〇一四年二月二〇日、東京。

国際学術会議「Contradictions of Asian Development and a Search for Life and Death Studies」（アジアの発展の矛盾と死生学の模索）、二〇一六年三月一二日、韓国春川。

国際学術会議「Loss and Healing in Life and Death Studies」（死生学における喪失と癒し）、二〇一七年五月一九日、韓国春川。

今回のシンポジウムでは副題に「超高齢化と死にゆくこと」を掲げた。今日の社会で超高齢化が喫緊の課題であることは衆目の一致するところであろう。しかし、それを東アジアという枠組みの中で考えることがいかなる意義を有するのか。そのことを死生学という学問のあり方と東京大学文学部の死生学構想に関係づけて説

明するのが、趣旨説明の役割になる。

死生学は一九六〇〜七〇年代の欧米で生まれた。その背景にはイギリスの社会学者、ジェフリー・ゴラーが「死のポルノグラフィ」と呼んだ特殊な死の様態があった。フランスの歴史学者、フィリップ・アリエスは一九世紀後半から死の表象が公的領域から消滅し、死別の悲しみは専ら私的領域に押し込められ、あたかも死は存在しないかのように前向きに生きるのが賞賛すべき生き方になったとされている。一九六〇年代くらいから、そのような現代の死のあり方を反省する「死の認知運動」(death awareness movement)が起った。その一つの現れが死生学であり、死を直視してそれを乗り越え、死すべき運命にもかかわらず積極的に生きることが主張された。その中で重要なテーマになったのが死にゆくこと (dying) と死別の悲嘆であった。アメリカの心理学者、エリザベス・キューブラー・ロスが否認↓怒り↓取り引き↓抑鬱↓受容という五段階を経由して死んでいくことを明らかにし、この問題の研究に先鞭をつけた。この段階での死生学は心理学的な研究が中心であり、またキューブラー・ロスが最終段階を「受容」と名づけたことに象徴的に示されるように(たとえ彼女がそれを意図していなかったとしても)死を受容すること、死を乗り越えて生きることが望ましいという価値観が含まれていた。

しかし、死にゆくことと悲嘆において心理的要素が重要であることは確かであるとしても、人間の生と死は一定の社会システムの中に置かれており、また文化的伝統は我々の死の捉え方を規定しているのであって、全てを普遍的な心理メカニズムに還元することはできない。かくして、東京大学文学部の死生学プロジェクトは初期の死生学よりも広い視野を求めることになった。プロジェクトの初代リーダーである島蘭進はシリーズ『死生学』の巻頭論文の中で、①死生の文化の比較研究、②死生の倫理や実践に関わる理論的哲学的考察、③人文学の現代的実践現場への関与という、三つの柱からなる死生学の構想を発表している。これは現場に関与

すること、現在、生と死について何が起こっているのかを知り、その意義を歴史や文化に照らして理解し、それに基づいて将来においていかなる生き方が必要であるのかを模索するという構造を持つていることを意味している。我々の死生学は過去と現在に基づいて、未来を構想するという性格を持つのである。

現在における生と死を考える場合、最大の問題が超高齢化であることは異論がないだろう。但し、その問題を考える上で踏まえておかなければならないのは、超高齢化を迎えているのは日本だけではないということである。世界的にいわゆる先進国と呼ばれる国々はいずれも超高齢化に伴う問題に直面しており、そして、その問題の状況とそれに対して模索されている対応策は国によって多様である。なぜ同じ超高齢化という現象を前にして実際の状況が多様であるのか。言うまでもなく、各国の文化と伝統、社会状況が多様であるからである。超高齢化を考える上で社会制度と文化伝統の問題を避けることはできない。日本の超高齢化に対して日本の文化はそれを乗り越える有効な選択肢を提供する源になるかもしれないし、あるいは逆に我々の思考を制約して、問題の解決を妨げる躓きの石になるかもしれない。

東アジアの諸国も例外ではない。韓国、中国、台湾、いずれにおいても超高齢化が大きな課題になりつつ、問題の現れ方と対応の仕方は各国で異なり、そこには各国の文化と状況が反映している。それらの比較を行い、どこに共通性があるのか、どこが各国で独自なのかを明らかにすることは、我々が置かれている状態を理解する上で重要であろう。我々は過去の文化と伝統に拘束されているが、通常はそのことを意識しない。我々の考えと判断は自分たちが自明とする枠組みと価値観に依拠している。異なる社会との比較を通して、そのことを自覚できる。我々自身の思考枠組みと価値観を相対化するところに、比較文化的研究の価値があるのである。

超高齢化における死にゆくことは多方面の要素を含んでいる。臨床の問題は疑いもなく重要である。死と悲嘆を前にした心の問題も避けることはできない。しかし、人間の生と死が一定の社会システムの中に置かれて

いることを考慮する時、社会制度あるいは制度設計の問題ははずせないであろう。そのため、今回のシンポジウムにおいては、社会的視点からの発表を中心に、ご登壇をお願いした。以下のような構成になる。

開会の辞および趣旨説明 池澤優（東京大学死生学・応用倫理センター長）

I部 発表一 パク・ジュンシク（韓国翰林大学社会学科教授、生死学研究所所長）

キム・ヨンボム（韓国翰林大学高齢社会研究所准教授）

「韓国春川地域における高齢者の自殺とその影響要因に関する調査」

発表二 赤川学（東京大学大学院人文社会系研究科教授）

「ソーシャル・キャピタルは川崎市地域包括ケアシステムの構築に役立つか？」

コメント 澤井敦（慶應義塾大学法学部教授）

II部 発表三 鍾宜錚（立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員）

「台湾における終末期医療の法と倫理——「患者自主権利法」の成立と「善終」概念の変遷」

発表四 株本千鶴（椋山女学園大学人間関係学部教授）

「死にゆくこと」への介入——日韓のホスピス・緩和ケア政策から考える」

発表五 ジェイソン・ディンリー（オックスフォード・ブルックス大学人類学部准教授）

「死を超越する愛と想像力」

コメント 会田薫子（東京大学死生学・応用倫理センター上廣講座特任教授）

総合討論および質疑応答

発表一は翰林大学が位置する韓国春川地域の高齢者の自殺の要因を検討するものであり、家族のあり方、孤立、福祉サービスなどの社会システムが身体的・精神的健康と有意に関係しているという結論になった。この結論は、自殺率が高く（一時よりは減少したとはいえ）かつ中高年の自殺が多い日本にも示唆するところが大きいであろう。

発表二は川崎市の地域包括ケアシステムに関する調査に基づくもので、ソーシャル・キャピタル（信頼感、互酬性、ネットワーク）が健康感と関係していることを論じる。発表一と同様、地域社会のあり方という社会システムが我々の生と死を左右していることを示している。

この二つの発表は社会調査に基づくもので、澤井敦先生に社会学の立場からコメントしていただく。

発表三は台湾の安寧緩和医療法（二〇〇〇年）と患者自主権利法（二〇一六年）の制定の背景にある死に方の問題を扱う。台湾では一九九五年に国民健康保険制度が制定され、医療水準が大幅に上昇したが、同時にそれまで実践されていた死に方の慣行（「善終」）を維持することが難しくなった。ホスピスの普及や法の制定の背景には、医療化の中で「善終」を行おうとする指向性が存在するわけである。

発表四はホスピス・緩和ケアについて、特に公的な制度設計という点から韓国と日本の比較を行うものである。現場の医療者が如何に患者のための全人的ケアという理念に忠実であろうとしても、それが一つの制度の中に組み込まれる時、医療的観点、効率性、経済性などの要素が入ってこざるを得ない。それは患者自主権利法がある種の生命の価値づけにつながる可能性を指摘する発表三と共通する問題関心と言えるだろう。

発表五は配偶者を失った二人の老婦人の語りに基づき、彼女たちが故人との関係性によって生きていることを示す。人が死者と有していたつながりを一つの物語とすることで心の中に死者を蘇らせ、それが生を意義づ

けることを明らかにした研究は多くあるが、発表者の主張は、高齢者のそのような物語に対する考察を我々もつと発展させなければならないという点にある。

発表三〇五に対しては、会田薫子先生に臨床の立場からコメントいただく。

最後に、以上の全ての発表について、登壇者ならびにご来場の皆さんと一緒に議論したいと考えている。今回のシンポジウムでは多様な問題が扱われ、かつ韓国、台湾、日本ではそれぞれ状況が異なるが、いずれも超高齢化における死にゆくことは特定の社会（制度）と文化（観念）の中に置かれている点は変わらない。そのような超高齢化が置かれている文脈という広い視点から問題を考えたいと思っている。

なお司会は死生学・応用倫理センターの堀江宗正准教授と池澤が担当する。